

沖縄県個人情報保護審査会答申第 50-2 号 概要

①件名	「相談室で対応した職員のメモやノート」に係る保有個人情報不開示決定に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成 28 年 4 月 6 日
③実施機関	沖縄県知事（保健医療部 保健医療政策課）
④決定年月日	平成 28 年 4 月 20 日（北保第 312 号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定
⑥決定理由	（保有個人情報の不存在）条例第 2 条第 2 項に規定する保有個人情報に該当しない。
⑦審査請求年月日	平成 28 年 5 月 2 日（沖縄県知事）
⑧審査請求の趣旨	本件処分（保有個人情報不開示決定）を取り消し、保有個人情報の開示を求めらる。
⑨審査請求の理由(要旨)	他の人が来て相談をした記録・内容等があるため。
⑩諮問年月日	平成 28 年 7 月 19 日（沖縄県諮問保第 2 号）
⑪答申年月日	平成 28 年 11 月 11 日
⑫答申内容	<p>○ 審査会の結論 沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った平成 28 年 4 月 20 日付け北保第 312 号の保有個人情報不開示決定については妥当である。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>（1）本件請求個人情報について 審査会において開示決定等に係る保有個人情報を審議した結果、実施機関が不開示を行った本件請求個人情報の対象文書は、「相談室で対応した職員のメモやノート」（以下「本件公文書」という。）である。</p> <p>（2）条例第 2 条第 2 項の該当性について 本件請求個人情報である「職員のメモやノート」については、実施機関の職員が相談業務を遂行する過程において作成したものであり、条例第 2 条第 2 項で規定する「職務上作成し、又は取得した」に該当するため、「メモやノート」ということのみをもって、公文書に該当しないということにはならない。 しかしながら、公文書に該当するには、職員個人の段階のものではなく、組織的に利用されているものであることも要件とされている。 実施機関によると、相談業務を遂行する過程においてメモやノートを作成することはあるが、当該メモやノートは、職員個人の備忘録として利用しているとある。 また、組織として精神保健福祉相談の業務上必要な個人情報は、全て相談記録票等の公文書へ記録し、同記録票等をもって組織的検討を行っているとの説明も納得できるものであることから考えると、本件請求個人情報の対象文書である「メモやノート」は、職員個人の段階のものであり、組織として利用している公文書に該当するとは認められない。</p>